

アルデミンネラズ ジャパン株式会社 (東京都千代田区豊町1丁目5番5号アルデミンネラズビルディング) (以下「売主」という。) が行う製品 (以下「本製品」という。) の販売は、全て本販売基本約款 (以下「本約款」という。) に従うものとする。買主は、本製品の発注にあたっては、本約款について完全かつ正確に理解する。売主が書面に明示する事項は、本約款に優先する。本約款にない事項は、本約款に優先しないものとする。本約款は、買主の購入に関する取引約款、取引基本契約書その他全ての買主が準備した文書に優先する。

## 1. 個別契約の成立

- 1.1 当事者間の個別売買契約 (以下「個別契約」という) は、買主が行った注文に対し、売主が書面に明示的に承諾した際に成立する。
- 1.2 売主が個別契約の申込みを行った場合、別段の定めがない限り、当該申込みは、本製品の在庫数等を限度として30日間有効とする。売主の申込みは、当該申込みの際に指定された期間内に買主が書面により明示的に承諾した時に限り拘束力を有するものとし、その時点で、個別契約が成立する。
- 1.3 前項の定めは、売主によるカウンター・オファー (売主が、買主の注文書に対し、新たな条件を記載して行った契約の申込み) にも適用される。
- 1.4 買主の責めに帰すべき事由により個別契約に基づく当事者の義務の履行に遅滞が生じた場合、売主は、通知をもって、当該個別契約の全部又は一部を直ちに解除することができるものとする。当該解除までに買主が支払った金額は返金されず、買主の売主に対する請求金の一部として、売主がこれを全額取得するものとする。

## 2. 製品の仕様

- 2.1 売主は、本製品がその主要な点において、出荷時点における売主の標準的な仕様 (請求により売主から入手可能なもの) 又は買主と別途書面で合意した仕様に従っていることを保証する。
- 2.2 売主は、前項の仕様をいつでも変更することができる。当事者が仕様について書面による合意を行っている場合、売主は、事前に、当該変更について買主に通知しなければならない。
- 2.3 売主は、前2項のほか、本製品について、明示黙示を問わず一切の保証を行わない。
- 2.4 次の事項については買主が責任を負うものとし、売主は一切の責任又は保証を負わないものとする。
  - (a) 注文した本製品が自己の製品、製造方法、及び用途に適合していること。
  - (b) 本製品の使用方法が、適用される全ての法令 (消費者保護法を含む。) を遵守しており、かつ第三者の知的財産権を侵害しないこと。
- 2.5 買主は、本製品を加工し、組み込み、又は使用して製造した製品を販売する場合、売主が、当該製品の販売に係る第三者から何らかの請求を受けた場合には、当該請求に関し、売主が実際に被った買主の責めに帰すべき損害であって本約款又は個別契約に関連して生じたもの (弁護士費用相当額を含む。) について責任を負う。なお、本製品に関するどのような記載又は記述も、有効に成立している特許の侵害を誘発する意図はなく、又そのように解釈されるものではないものとする。
- 2.6 本製品の欠陥により第三者に損害が発生した場合には、当事者はその対応につき協議する。また、第三者に対して損害賠償責任が発生した場合も同様とする。

## 3. 納入・納期

- 3.1 個別契約により予め定められた引渡期日は目安であり、売主は、本製品を当該引渡期日に納入する商業上合理的な努力を行う。ただし、個別契約において、本条の記載にかかわらず売主が個別契約記載の引渡期日に拘束される旨明記されている場合はこの限りではない。
- 3.2 売主が契約の内容に適合した商品を提供したにもかかわらず、買主がこれを引き取らないときは、売主は、通知、催告その他何らかの手段を要せず、任意に商品を売却することができる。当該売却代金から売却に要した費用を差し引いた残額をもって、買主の売主に対する債務の弁済に充当するものとする。売当の結果不足金があるときは、買主は、売主の請求が有効に成立するものとする。
- 3.3 前項の場合、売主は、何らの通知、催告を要せず、個別契約を解除するとともに、買主にに対し、売主に生じた一切の損害について賠償すべき旨の請求をすることができる。
- 3.4 売主は、買主が本約款又は個別契約に基づく買主の義務のいずれかに違反した場合、売主が必要と考える期間、本製品の引渡しを留保できる。

## 4. 受入検査・契約不適合責任・危険負担

- 4.1 買主は、本製品の受領後、直ちに受入検査を実施し、合格したもののみ受け入れる。
- 4.2 買主は、受入検査の結果、本製品の種類、品質又は数量が契約の内容に適合しないこと (以下「契約不適合」という) を発見したときは、製品受領後7日以内に書面をもって売主に通知する。当該期間を経過しても買主から書面による通知がない場合、当該製品は受入検査に合格したものみなされる。
- 4.3 前項の規定を受けたときは、売主は、速やかにその選択により、代替品の引渡し若しくは不足分の引渡し又は代金の減額を行うものとする。
- 4.4 買主は、本製品の受領後6ヶ月以内に、本製品について直ちに発見できない契約不適合を発見した場合、速やかに書面をもって売主に通知を行う。この場合、売主は、その選択に

## 9. 契約解除

- 9.1 売主は、買主が次の各号の一に該当する場合、自らの帰責事由の存否にかかわらず、催告その他の手続きを要しないで個別契約を解除することができる。
  - (a) 第三者より、差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行または競売の申立て、もしくは公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (b) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき
  - (c) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
  - (d) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、もしくは手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けたとき、または電子記録債権が支払不能となったとき
  - (e) 解散の決議をし、または事業の全部若しくは重要な一部の第三者への譲渡を試みたとき
  - (f) 連絡不能なとき
  - (g) 買主又はその従業員若しくは代理人が、本約款を実施するにあたり重大な違反又は不正行為を犯したとき
  - (h) その他前各号に準じる事由が生じたとき
- 9.2 前項の場合、買主は、売主に対し、解除によって売主が被った損害の一切を弁償するものとする。
- 9.3 売主は、買主が第1項各号のいずれかに該当する事由が発生したとき、又は、第10条第2項に定める契約の解除がなされたときは、相手方に対する一切の債務について、通知催告を受けなくても当然に期限の利益を喪失し、ただちに相手方と弁済しなければならない。

## 10. 反社会的勢力の排除

- 10.1 各当事者は、自己及びその代表者、役員、又は、これに準ずる者が、反社会的勢力、暴力団員、暴力団関係者、組織的暴力団関係者、又は類似する反社会的勢力ではないことを相手方当事者に対して確約する。
- 10.2 当事者の一方が、相手方に対し、前項に反する表明をしたことが判明した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、個別契約を解除することができる。
- 10.3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除されたものは、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。
- 10.4 第2項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

## 11. 梱包資材

- 11.1 売主は、本製品の梱包資材を引き取らない。ただし、売主が書面により合意している場合はこの限りでない。
- 11.2 買主は、その責任で、適用ある法律に従って梱包資材を使用し、再利用し、保存し、又は破壊する。
- 11.3 買主は、売主の商標が表示された梱包資材を、売主の製品以外に使用してはならない。
- 12 所有権留保・担保権設定の禁止
- 12.1 本製品の所有権は、買主が、当該目的物に係る支払債務 (本体価格のほか、諸費用等も含む) の全額を売主に支払ったときに、売主から買主に移転する。ただし、買主は、期限の喪失事由、解除事由その他本約款に基づく当事者間の取引又は個別取引を継続することが困難と認められる事由に該当するまでは、通常の営業の範囲内、第三者に商品を売り渡し、又は、使用することができる。
- 12.2 買主は、本製品の納入後所帯権が買主に移転するまでの期間、本製品の再取得価額全額を保障する保険に加入し、当該保険の保険金受取人を売主に指定しなければならない。
- 12.3 買主は、第1項の金額を完済するまで、本製品を他の物品と区別し、第三者から供給された同種の他の製品と混在させてはならない。買主は、第三者より、本製品の売主の所有権が

より、代替品の納入又は代金の減額を行う。

- 4.5 買主は、前2項の通知に当たって、以下を順守する。なお、売主の事前の同意なく、本製品を返品することは一切できない。
  - (a) 買主が申し出た契約不適合について、全ての証拠を提供すること
  - (b) 当該契約不適合について売主が実施する検査及び調査に協力すること
  - (c) 売主の書面による事前の承諾なく本製品を修理、修繕、修理、加工等しないこと。
- 4.6 本製品の危険負担は、本製品が納入されたときに買主へ移転するものとし、納入後に本製品の滅失又は損傷が生じたときは、買主は、その滅失又は損傷を理由として、売主に履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び契約解除をすることができない。この場合において、買主は、代金の支払いを拒むことができない。
- 5 損害賠償
- 5.1 売主は、本約款に基づく取引に関し、契約、不法行為、法令上の義務違反その他のいかなる形態においても、以下の義務の請求に対して、買主に対して損害賠償責任を負わない。
  - (a) 買主又は第三者が、危険負担の移転後に、本製品を不適切に、又は、売主の推奨若しくは業界の適切な慣習に従わない方法で使用、取扱い又は保管したことによる不具合に関する請求
  - (b) 本製品の転売後、又は、本製品に売主の指示に反した変更が加えられた後に、買主が行った請求
  - (c) 間接損害、特別損害、派生的損害、逸失利益にかかる請求
- 5.2 前項の売主の責任は、個別契約の契約金額を上限とする。
- 5.3 前2項にかかわらず、本約款のいかなる定めも、次の事項に関する売主の責任を限定又は免除するものではない。
  - (a) 身又は売主の従業員、代理人若しくは下請業者による過失により生じた死亡又は人身傷害
  - (b) 詐欺又は悪意の不実表示
  - (c) 法令により、売主の責任限定又は免除が禁止されている事項

## 6. 数量

当事者は、価格決定の際に、本製品の輸送中に少量の重量の減少が発生しうることを考慮するものとし、輸送中に生じた少量の重量不足は、第3条の規定にかかわらず、契約不適合にあたりないものとみなす。ただし、買主の受入検査において、業界に慣れた商慣習に照らして許容される限度を超えた重量不足が検出された場合は、限りではない。

## 7. 価格

- 7.1 本製品は、個別契約において合意された価格で販売される。
- 7.2 別段の合意がない限り、前項の価格には、税金、関税、保険料、及び梱包代は含まれないものとし、当事者は、必要に応じて、別途これらにつき合意を行う。
- 7.3 個別契約の成立後、法令その他の事情により、売主と買主の間に増額があった場合、及び、運賃・保険料・倉庫料、運送経路等の変更による売主と買主の間に増額があった場合は、その増額は高騰部分の負担については、売主及び買主の協議の上決定する。
- 8 請求書の発行・支払い・違反に対する罰則
- 8.1 売主は、必要な情報 (早期支払いに適用される割引条件を含む) が全て記載された請求書を作成し、納品の際、又は、納品とは別途、買主にこれを交付する。
- 8.2 支払条件は以下のとおりとする。ただし、売主が書面により別段の同意をしている場合はこの限りでない。
  - (a) 支払期日: 請求書発行後30日日後
  - (b) 割引: 行われない
  - (c) 支払通貨: 請求書記載の通貨
  - (d) 支払方法: 請求書記載の方法
- 8.3 売主が支払方法について特段の指定を行わない場合、買主は、売主に対し、請求書記載の金額を、売主の指定した銀行口座に振り込む方法にて支払うものとする。振込による支払いは、売主の口座に入金された時点で完了したものとみなす。
- 8.4 買主は、紛争が生じ又は何らかの法的請求を行っていることを理由に、個別契約に基づく支払を留保することはできない。また、買主は、売主が買主にに対して支払義務を負う金額と、自らが売主への支払義務を負う金額とを相殺することはできない。
- 8.5 買主が支払義務の履行を遅延した場合、次の諸条件が適用される。
  - (a) 当事者が別途、割引合意をしていた場合であっても、履行遅滞後に成立する個別契約については一切の割引が適用されなくなり、買主は売主に対し、正規の価格を支払わなければならない。

侵害されるおそれのある場合には、売主の所有物であることを主張・証明して、その排除に努め、ただちに売主に連絡するものとする。

- 12.4 買主は、買主が本約款を履行した場合、売主は、買主に、それによって生じた損害の請求、並びに、本製品及び本製品と類似の性質及び品質を有する製品の引揚げを買主の費用負担にて行うことができる。
- 12.5 買主が買主代金の支払いを怠ったとき、又は売主に対する債務 (本約款および個別契約に基づく債務を含むがこれに限らない) のいずれかについて期限の利益を喪失したときは、売主は、何らの通知、催告を要することなく、納入した本製品及び本製品と類似の性質及び品質を有する製品をもって本製品と同等と合理的に判断される製品を買主の費用負担にて引き揚げることを可能とする。
- 12.6 買主は、第三者が本製品に関し、差押えの申立てを行った場合その他本製品に影響を及ぼす手続の申立てを行った場合には、売主に遅滞なくこれを通知して、売主が当該手続きにおいて、その権利の主張・行使を行うにあたり、協力を行う。
- 12.7 買主は、本製品に対して担保を設定してはならず、また本製品に対する権利を担保として第三者に移転してはならない。
- 13 不可抗力・ハードシップ
- 13.1 売主は、自らの義務の全部又は一部の履行を遅滞し又は不履行をした場合でも、かかる不履行が不可抗力の事由により発生したときは、その責任を負わない。不可抗力とは、売主の支配を超えていると合理的に判断される事由による。これには、戦争、暴動、テロリズム、火災、自然災害 (台風、豪雨、洪水、津波、地震等)、特異な気象条件、感染症の拡大、放射能汚染、原材料不足、輸送機関の停止、運送不可能な機械の故障、サブライチエーションの断絶を含むがこれらに限らない。
- 13.2 前項の事由により、売主による義務の履行が90日以上連続して中断した場合、当事者は、相手方に対する通知をもって個別契約を終了することができる。かかる場合、いずれの当事者も、相手方に対し、損害賠償責任を負わないものとする。
- 13.3 当事者が予想せず、かつそれが一方の当事者の本約款及び個別契約上の義務の履行につき過度の負担をかけるような、本約款及び個別契約の均衡性を本質的に変えてしまうような事態が生じた場合、両当事者は、どちらの当事者も大きな不利益を被らないよう保証する。ため、衡平の原則に基づいて個別契約の修正を互いに協議しなければならない。

## 14. 適用法 - 紛争の解決

- 14.1 本約款は、法の抵触の原則にかかわらず、日本法に準拠する。
- 14.2 両当事者は、1980年4月1日付の国際物品個別契約に関する国際連合条約の適用を明示的に排除する。
- 14.3 両当事者は、契約の成立、有効性、解除に関する疑義等、本約款又は個別契約に起因し又は関連する一切の紛争 (以下「紛争」という) は、当事者間の協議により友好的に解決するよう努力する。ただし、一方の当事者が他方当事者に対し書面により紛争について協議の申入れをしてから30日以内に両当事者が当該紛争を友好的に解決することができなかった場合、当該紛争は、訴訟によって解決することとし、(東京地方裁判所を第一審の専属的合意官裁判断所とする。
- 15 知的財産権 - 機密情報
- 15.1 本製品に関連して売主が作成し開示した全てのサンプル、提案、図面、文書及び本製品に関連する特許権、商標権、商号、著作権、意匠権、ノウハウ、その他の知的財産権 (以下「知的財産権」という) は、売主に排他的に帰属し続け、また、機密である旨の表示の有無にかかわらず、機密とみなされる。
- 15.2 買主は、前項の機密情報を第三者に開示したり、本約款で企図される売買以外の目的のためにこれを使用することはできない。
- 15.3 買主は、本製品にかかる知的財産権に関し、何ら権利を有せず、何らの請求を行うこともできないものとし、当該知的財産権に類似し若しくはこれを模倣した特許、商標、商号、著作権、意匠権、その他の知的財産権を、世界のどの地域においても登録し又は第三者に対して登録させてはならない。
- 15.4 買主は、直接行つた第三者を通じて行つたことを問わず、本製品のサンプルのリバースエンジニアリングを行い、又は、リバースエンジニアリングの目的で化学的に若しくは他の方法で本製品を分析してはならず、かつ、本製品に類似し若しくはこれと同等の製品を製造するため、又は、第三者からその供給を受けるために、本製品に関連する情報を使用してはならない。
- 16 輸出管理

- 16.1 買主は、本製品を使用する間、本製品若しくは本製品に組み込まれている物品（以下、本条において総称して「本製品等」という。）が日本の外国為替及び外国貿易法その他輸出関連の法律に基づく輸出制限を受ける可能性があること、及び、本製品等が日本以外の国の輸出規制対象品目に該当する可能性があることを承知し、当該法令を遵守しなければならない。かつ、適切な監督官庁の承認なく、輸出禁止国若しくは国際貿易制裁対象国の企業、居住者若しくは国民、又は国際貿易を禁止されている個人若しくは企業に当該対象品目を移転し、輸出し、又は再輸出してはならない。
- 16.2 買主は、大量破壊兵器（核兵器を含む）、非核兵器、その他日本の外国為替及び外国貿易法その他の輸出関連の法律で定義されている兵器等を開発し、生産し、又は使用する目的で本製品等を使用してはならない。]
- 17 完全合意  
本約款は、本約款の対象事項に関する両当事者間の完全な合意及び了解を構成し、かかる事項について、両当事者間の従前の合意又は取決めの内容にかかわらず、両当事者間の従前の合意に優先するものである。  
各当事者は、個別契約を締結するにあたり、本約款に明示された以外の記述、表明、保証又は了解に依拠しておらず、かつ、それらに基づく法的救済を有しないことを承知し、これに同意する。
- 18 個人情報の取扱い  
当事者は、いずれも、個別契約の有効期間中及びその終了後も、本約款に関連して取得した個人情報（日本の個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める情報を指す。）を、個人情報の保護に関して適用される法令及びガイドライン等に従い適切な方法で管理し、使用するものとする。
- 19 権利義務の譲渡禁止  
買主は、売主の書面による事前承認なく、個別契約に定める権利義務を第三者に譲渡し又は移転してはならない。
- 20 分離可能性  
本約款のいずれかの規定が無効又は違法であると判明しても、当該規定以外の規定の内容及び有効性には何ら影響が及ばず、全て有効に存続するものとする。
- 21 存続条項  
第2条第4項ないし第6項、第5条、第8条第2項から第7項、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条並びに第22条は、個別契約終了後も存続するものとする。
- 22 本規約の変更  
売主は、本約款を変更することができるものとし、本約款の変更後における販売条件は、変更後の約款によるものとする。  
制定 2017年5月  
改訂 2020年6月